

(1)大気基準適用施設

大気基準適用施設とは、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する特定施設で、施行令別表第1に掲げるものをいいます。

当該施設から大気中に排出する排出ガス中のダイオキシン類濃度について、大気排出基準が適用されます。

施行令別表第1 大気基準適用施設

届出が必要な施設		
項	用途	施設種類
1	焼結炉（銑鉄の製造の用に供するものに限る）の製造の用に供する施設	焼結炉 （原料の処理能力が一時間当たり1トン以上のものに限る）
2	製鋼の用に供する施設（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く）	電気炉 （変圧器の定格容量が1000kVA以上のものに限る）
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の用に供する施設	焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉（原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上のものに限る）
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じるものを除く）を使用するものに限る）の用に供する施設	焙焼炉及び乾燥炉 （原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上のものに限る） 溶解炉 （容量が1トン以上のものに限る）
5	すべて	廃棄物焼却炉 （火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力が一時間当たり50kg以上のものに限る。） なお、二つ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつてはその合計とする）